

防災まちづくり支援制度

「防災まちづくり推進事業」「細街路対策事業」の補助金交付要綱より

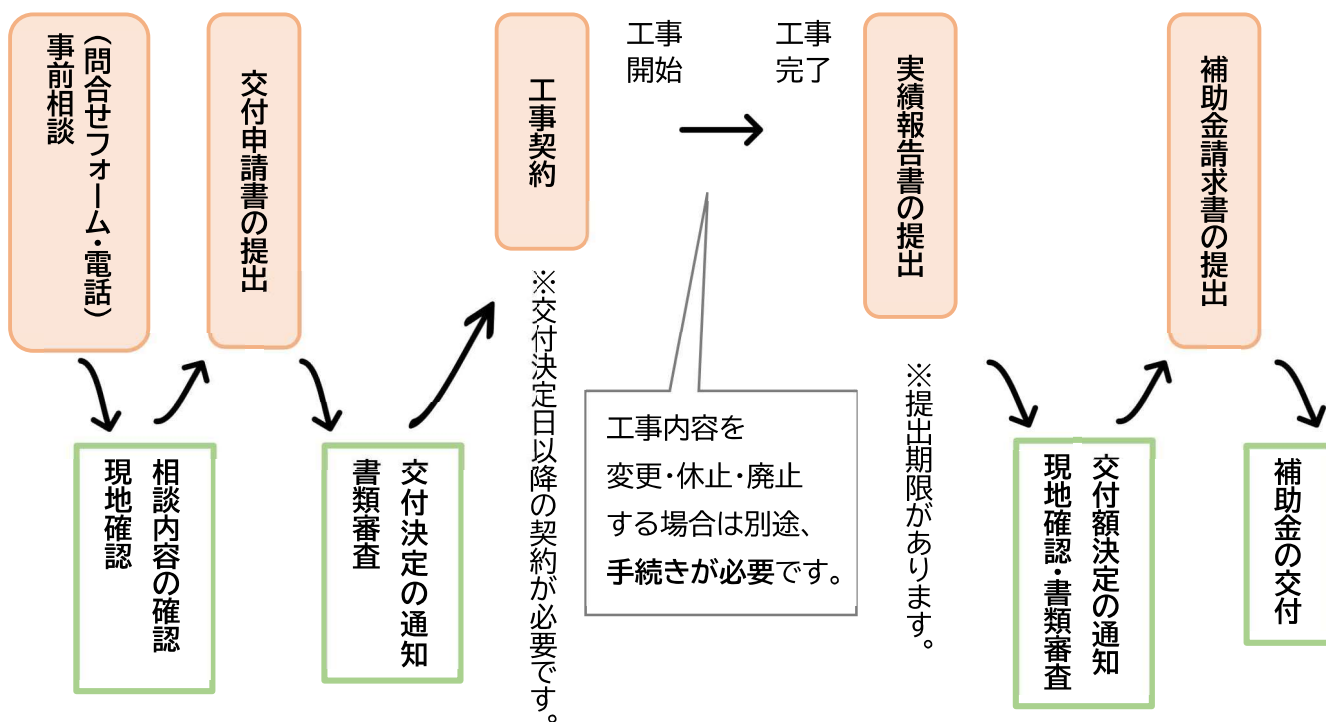
1

支援制度のご紹介

- ・古くなった木造建築物を除却したい！ ⇒ 老朽木造建築物除却事業
- ・身近な防災ひろばを整備したい！ ⇒ まちなかコモンズ整備事業
- ・古くなったブロック塀を改善したい！ ⇒ 危険ブロック塀等改善事業
- ・路地奥から逃げられるようにしたい！ ⇒ 緊急避難経路整備事業
- ・袋路入口トンネル部分を地震や火災に強くしたい！ ⇒ 袋路等始端部における耐震・防火改修事業
- ・袋路等の入口を安全にしたい！ ⇒ 袋路等始端部整備事業

2

手続きの流れ ※必要書類を添えて提出してください。



ご注意ください

- 支援を受けられる方は、①補助対象物の所有者 ②当該所有者の同意を得た者 に限ります。
- 施工者は、「京都市内に本店又は主たる事務所を置いている者」に限ります。
- 詳しくは、担当までお問合せください(連絡先は見開き右下に記載)。

発行／
京都市都市計画局
まち再生・創造推進室

京都市印刷物
第064027号
令和6年4月発行



京都市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

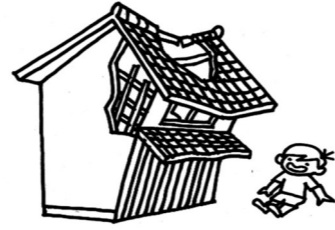
この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

防災まちづくり推進事業

右ページの対象区域において、メニュー1～3の支援を行っています。
 なお、本事業で「袋路」とは、幅員4m未満の行き止まりの道をいいます。
 ※対象建築物等は、申請前10年以内に、耐震改修その他改修工事に係る補助を受けていない物に限ります。

メニュー1 老朽木造建築物除却事業

老朽化した木造建築物を除却する費用を補助



- (対象要件) 以下の**全て**に該当すること
- 昭和56年6月1日に現に存し、又は工事中であった建築物である
 - 原則、京町家でない
 - 以下のいずれかに該当する
 - ・ 袋路に接している
 - ・ 幅員1.8m未満の道にのみ接している
 - ・ 建築基準法(以下「法」という。)上の道路に接する部分が2m 未満である
 - ・ 優先地区内に存する法第42条第2項道路のうち、幅員 2.7m 未満の部分に接している
 - ・ 密集市街地又は細街路の防災性及び住環境の向上を目的として行う総合的な計画の用地の一部として利用するもの

メニュー2 まちなかcommons(防災ひろば)整備事業

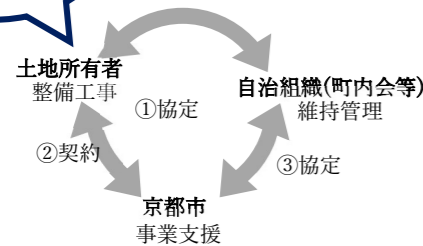
地域の防災性向上やコミュニティ形成に有効な「ひろば」として活用する場合に、建築物の除却費や広場の整備費を補助



- (対象空地等) 以下の**全て**に該当すること
- 細街路(幅員4m未満の道)に接している
 - その位置が周辺の防災性向上に有効であると認められる
 - 土地の面積が40㎡以上である
- ※位置、規模及び整備内容が、周辺の防災性及び住環境の向上に資すると認められるものについては、この限りではありません。

- (整備要件) 以下の**全て**に該当すること
- 地域の防災性の向上及びコミュニティ形成に有効な公共的な空間として整備する
 - 土地所有者が5年以上の期間にわたり、土地を京都市に無償貸与する
 - 自治組織が共同で利用及び維持管理する
 - まちなかcommonsである旨を記した標識を、見やすい場所に設置する

固定資産税が
非課税に
なります!



- ①「まちなかcommonsの整備の実施に関する協定書」(土地所有者、自治組織、京都市)
- ②「土地使用賃借契約書(5年以上)」(土地所有者、京都市)
- ③「まちなかcommonsの利用及び維持管理に関する協定書」(自治組織、京都市)

メニュー3 危険ブロック塀等改善事業

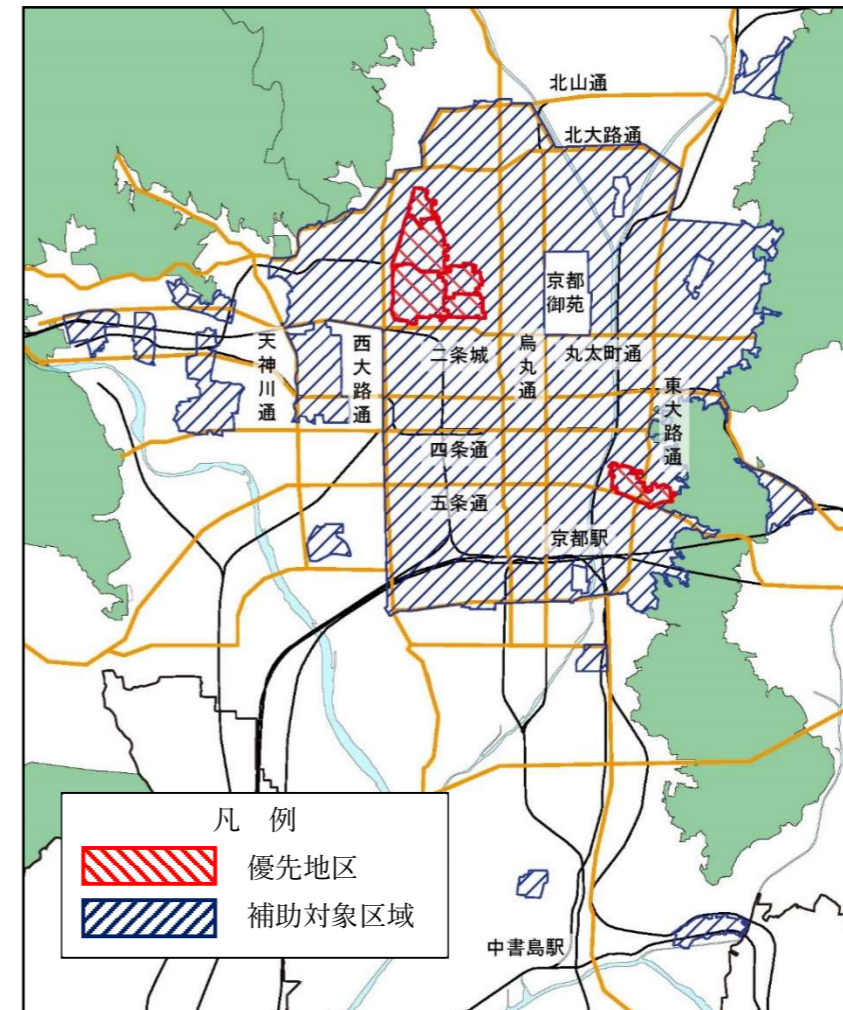
避難安全性向上のため、危険ブロック塀等の除却費用を補助



- (対象塀等) 以下の**全て**に該当すること
- 地震時等において、倒壊により道の通行を妨げるおそれがある
 - コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造である
 - 地盤面からの高さが1メートル以上である
 - ひび割れ、はらみ、傾斜等倒壊のおそれがあると認められる
 - 以下のいずれかに該当する
 - ・ 防災まちづくり計画※の学区内(策定中の区域を含む)にあり、細街路又は地域において避難経路として位置付けられた道に面している
 - ・ 袋路に面している
- ※京都市の認定を受けた路地・まち防災まちづくり計画

防災まちづくり推進事業の補助対象区域

行政区	元学区名
北区	衣笠 / 金閣※ / 大將軍 / 待鳳※ / 紫竹※ / 鳳徳 / 元町※ / 楽只※ / 【柏野】 / 【紫野】 / 紫明出雲路
上京区	成逸 / 【室町】 / 【乾隆】 / 西陣 / 【翔鸞】 / 嘉楽 / 桃園 / 小川 / 京極 / 【仁和】 / 【正親】 / 【聚楽】 / 中立 / 【出水】 / 待賢 / 滋野 / 春日
左京区	川東 / 吉田 / 【岡崎】 / 聖護院 / 錦林東山※ / 浄楽※ / 新洞 / 北白川※ / 養正※ / 養徳※ / 下鴨※ / 葵※ / 修学院第一※
中京区	梅屋 / 竹間 / 富有 / 【教業】 / 城巽 / 龍池 / 初音 / 柳池 / 銅駝 / 乾 / 本能 / 明倫 / 日彰 / 生祥 / 立誠 / 【朱雀第一】 / 【朱雀第二】 / 朱雀第三～朱雀第七 / 朱雀第八※
東山区	有濟 / 粟田※ / 弥栄※ / 【新道】 / 【六原】 / 清水※ / 貞教 / 【修道】 / 【一橋※】 / 月輪※ / 【今熊野※】
山科区	陵ヶ岡※
下京区	郁文 / 格致 / 成徳 / 豊園 / 開智 / 永松 / 淳風 / 醒泉 / 修徳 / 有隣 / 【植柳】 / 尚徳 / 稚松 / 菊浜 / 安寧 / 皆山 / 梅逕 / 大内 / 光徳 / 七条 / 七条第三※ / 崇仁 / 西大路※
南区	梅逕 / 東梅逕※ / 九条 / 九条弘道※ / 九条塔南※ / 南大内 / 唐橋※ / 陶化※ / 東和※ / 山王※ / 吉祥院※ / 祥豊※
右京区	太秦※ / 南太秦※ / 常磐野※ / 嵯峨野※ / 嵯峨※ / 嵐山※ / 花園※ / 【御室※】 / 【安井】 / 山ノ内※ / 西院第一※ / 西院第二※ / 梅津※ / 北梅津※ / 西京極※
西京区	対象エリアはありません。
伏見区	砂川※ / 板橋※ / 桃山東※



赤字：優先地区
 【 】：密集市街地
 下線：防災まちづくり計画の学区(策定中の区域を含む)
 ※：対象外となるエリアを含む
 令和6年4月1日現在

計画地が対象エリアに含まれるかご不明な場合は、以下までお問合せください。

お問合せ・ご相談はこちらまで

京都市都市計画局
 まち再生・創造推進室
 密集市街地・細街路対策担当
 TEL 075-222-3503



▲相談フォーム



▲支援制度

細街路対策事業

京都市内において、メニュー1～3の支援を行っています。

なお、本事業で「袋路等」とは、袋路又は以下のいずれかに該当する細街路(幅員4m未満の道)をいいます。

- ・ 幅員1.5m未満の通り抜けの道
- ・ 道の延長が70mを超えるもの
- ・ 道の片端又は両端が建築物でトンネル状に覆われているもの

メニュー1

緊急避難経路整備事業

袋路等の奥から道路などに抜ける安全な避難経路を確保する(避難扉設置など)費用を補助

(整備要件) 以下の**全て**に該当すること

- 避難上支障がない幅員である
- 避難上支障のある障害物がない
- 出入口の構造が、緊急時に容易に避難できる構造である

(その他) 避難経路となる土地所有者と袋路等にもみ接する敷地の住民の方々に、以下の事項を定めた協定を締結するよう努めてください。

(※協定書の書式例があります。)

- ・ 事業の目的
- ・ 避難経路となる土地等の位置及び区域
- ・ 避難経路の維持管理に関する事項



緊急避難扉の設置

メニュー2

袋路等始端部における耐震・防火改修事業

袋路等入口部のトンネル部分の耐震・防火改修工事又は除却工事の費用を補助

(対象建築物) 以下の**全て**に該当すること

- 建築物の立ち並びのある袋路等の入口部のトンネル部分である
- 昭和56年6月1日に現に存し、又は工事中であった木造建築物である
- 申請前10年間に、耐震改修その他改修工事に係る補助を受けていない

(対象工事) トンネル部分の避難安全性を向上させるために行う以下の工事であること

- ・ トンネル部分の耐震・防火改修
- ・ トンネル部分の除却(防火改修あり)
- ・ トンネル部分の除却(防火改修なし)

(整備要件) 各対象工事に求める整備等の要件はお問合せください。



仕口ダンパー設置



トンネル部分改修

メニュー3

袋路等始端部整備事業

袋路等の後退用地の舗装や通路内の工作物等の撤去等の費用を補助

(対象土地等) 立ち並びのある袋路等始端部(※道路と袋路等が交わる部分)の近傍に存する土地又は工作物等

(対象工事) 袋路等の避難安全性を向上させるために行う以下の工事であること

- ・ 建築物の除却、改修又は移設
- ・ 工作物の除却、改修又は移設
- ・ 後退用地又は後退用地周辺の袋路等の整地、舗装その他土地の整備又は植栽の撤去
- ・ 後退用地を整備することに伴う塀又は擁壁の築造



表札門の改修

防災まちづくり支援事業 補助額

令和6年4月1日現在

	メニュー	補助制度名	補助額(補助率)
防災まちづくり推進事業	1	老朽木造建築物除却事業	上限60万円(1/2) ※長屋建ての取扱は、欄外に記載のとおり
	2	まちなかコモンズ整備事業	建物の除却費: 上限100万円(9/10) ひろばの整備費: 上限200万円(10/10)
	3	危険ブロック塀等改善事業	11,600円/㎡
細街路対策事業	1	緊急避難経路整備事業	上限30万円
	2	袋路等始端部における耐震・防火改修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ トンネル部分の耐震・防火改修 : 上限150万円 ・ トンネル部分の除却(防火改修あり) : 上限80万円 ・ トンネル部分の除却(防火改修なし) : 上限50万円
	3	袋路等始端部整備事業	上限50万円

○補助対象費用額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額

○補助事業は予算がなくなり次第終了します。

※ 「老朽木造建築物除却事業」における長屋建ての取扱い

- 1 長屋建ての場合においては、1の住戸を補助対象建築物とみなすことができる。この場合において、長屋建ての全住戸のうち、一部の住戸を除却するときは、当該住戸を除却することが本事業の目的に照らして有効と市長が認め、かつ、残存する住戸について耐震改修その他の安全性確保のための適切な措置が講じられなければならない。
- 2 前項の場合において、連続する2以上の住戸を同時に除却するとき、前条の規定にかかわらず補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とする。
 - (1) 補助対象費用の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - (2) 補助対象建築物の数に600,000円を乗じて得た額
 - (3) 1,800,000円
- 3 前項の場合において、補助対象建築物の数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数とする。
 - (1) 住戸の床面積の合計が80平方メートル以下のとき 1
 - (2) 住戸の床面積の合計が80平方メートルを超えるとき 80平方メートル以内を増すごとに前号の数に1を加えた数

1 交付申請書添付書類一覧 ※その他、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

		必要書類	備考
共通	1	付近見取図(縮尺 2,500 分の1程度)	・住宅地図又はインターネット地図など
	2	申請者が補助対象者※1であることを証する書類	・登記簿謄本の写しなど※2 ・申請者が所有者以外の場合、上記に加え所有者の同意書を提出すること
	3	補助対象物等の周辺状況図 (縮尺 500 分の 1 程度)	・面する道、周辺建物等の状況が分かる地図又は図面
	4	整備計画図	・工事内容(仕様、寸法等)が分かるもの ・除却工事は現況図に除却範囲を示すこと ・木造除却工事は跡地利用計画を記載すること ・耐震・防火工事は現況図も提出すること
	5	見積書の写し	・工事内容(仕様、数量等)、補助対象工事費が分かるもの
	6	現況写真(工事前)及び撮影位置が分かる書類	・全景及び部位ごとの写真及び撮影位置を記載した地図 ・ブロック塀等除却は、ひび割れ、はらみ、傾斜等が分かるように撮影すること
木造 除却	7	昭和 56 年 6 月 1 日に現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であったことを証する書類	・登記簿謄本の写しなど※2 ・共通2と同一の場合、不要
コモ ンズ	8	維持管理を行う自治組織の規約、役員名簿その他自治組織の構成及び活動内容を示す書類	・規則、役員名簿及び総会資料等
	9	既存の建築物等の所有者の同意書の写し	・既存建築物等の除却が必要な場合であり、かつ、申請者と当該建築物等所有者が異なる場合に限り提出
耐震 防火	10	昭和56年6月1日に現に存し、又は現に工事中であったことを証する書類	・登記簿謄本の写しなど※2 ・共通2と同一の場合、不要

※1 補助対象者とは、補助対象物等の所有者又は所有者の同意を得た者をいう。

ただし、コモンズ整備は土地所有者又は自治組織(利用維持管理等を行う場合)に限る。

※2 登記簿謄本の写しは交付申請前3か月以内に証明されたものに限りします。

2 実績報告書添付書類一覧 (履行の完了期限があります。ご注意ください。)

		必要書類
共通	1	請負契約書の写し又はこれに代わる書類(工事注文請書等)の写し
	2	施工者が発行する請求書の写し又は精算書の写し(工事金額の内訳が記載されているもの)
	3	補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
	4	補助事業の施工中の状況(隠ぺい部)及び工事完了後の状況を示す写真並びに当該写真の撮影位置が分かる書類